



2017年11月30日

ボール製造業者宛

ゴルフボールの提出 (2018年)

1. はじめに

製造業者は2018年を通じて公認球リストに掲載するためのテストにゴルフボールを提出することが勧められます。申請は引き続き月ごとに受け付けられ（個別の掲載日時と締め切りは4項を参照）、更新されたリストはR&Aホームページ（www.randa.org）に掲載されます。

下記の情報のほとんどは昨年と同様であり、その詳細を確認してもらうためだけに再度提示しています。しかしながら、5, 6, 8, 9, 10, 11, 12項は提出手続きとその要件に関する重要な追加情報を含んでいるので十分にご留意ください。

R&AとUSGAは適合性テストのための何千ものゴルフボールを毎年受け取ります。適合となったサンプルは3年間保管するというのが私たちの方針であり、その後は様々な非営利ゴルフ関連推進機構、例えばジュニアゴルファーや障がい者ゴルファーを対象とした団体にそのボールを寄付します。特定のゴルフボールについて、3年間の保管期間の後にそうした団体に寄付されることを望まない場合には申請時にその旨を告知してください。

2. 公認球の電子リスト

公認球の電子リストに掲載するためには、製造業者は下記の2つのカテゴリーに該当する場合にだけそうしたモデルのサンプルを提出することができます：

- (a) 現在市場で販売されている、あるいは今後2ヶ月以内に市場で販売される予定のモデル
- (b) 現在ツアーで使用されている、あるいは今後2ヶ月以内にツアーで使用される予定のモデル

この条件が徹底されていることを確認するために、抜き打ちテストが行われることがあり、状況によって製造業者は特定のモデル（あるいは複数のモデル）が上記2つの条件のどちらかを満たしているという証拠を提出するように求められることがあります。

3. 非公式リスト

「電子リスト」に掲載するための提出条件を満たさないモデルは「予備リスト」に掲載するためのテストに提出することができます。このリストは、現時点では市場で販売されたり、ツアーで使用される予定はないものの、開発はされており、より後になって発表される可能性のあるボールに便宜を図ることを意図しています。このリストは、主要な「電子リスト」に将来的に掲載する可能性に備えて、製造業者がテストにボールを提出することを可能とします。

このリストは「電子リスト」の一部ということにはなりませんので、「予備リスト」に掲載されているボールは公認球リストの競技の条件の下での「公認球」ということにはなりません。この「予備リスト」に掲載されている内容の大部分は未発表のままとなります。

「予備リスト」に掲載されているボールのモデルは、製造業者が市場で販売する、および／またはツアーで使用されると決定したボールとなったときに「電子リスト」の次の版に移行すること

ができます。「電子リスト」に移行する場合には、デザイン、構造、そして外観がそれまでの間に変更されていないことが条件となります。「予備リスト」から主要な「電子リスト」移行したいと願う製造業者は次の版の「電子リスト」の発行日の少なくとも 7 日前にその旨を告知しなければなりません。

「予備リスト」に掲載するためのボールのモデルの提出手続きは、主要な「電子リスト」に掲載するために提出されるボールのモデルの提出手続きとまったく同じです。同様の締め切りとテスト費用も適用されます（4 項と 10 項をそれぞれ参照）。

4. 発行日と提出の締切日

2018 年リストの提出期限は下記の通りです：

提出の締切日	次のリストの発行日
2017 年 11 月 8 日	2018 年 1 月 3 日
2017 年 12 月 6 日	2018 年 2 月 7 日
2018 年 1 月 17 日	2018 年 3 月 7 日
2018 年 2 月 14 日	2018 年 4 月 4 日
2018 年 3 月 21 日	2018 年 5 月 2 日
2018 年 4 月 18 日	2018 年 6 月 6 日
2018 年 5 月 16 日	2018 年 7 月 4 日
2018 年 6 月 20 日	2018 年 8 月 1 日
2018 年 7 月 18 日	2018 年 9 月 5 日
2018 年 8 月 15 日	2018 年 10 月 3 日
2018 年 9 月 12 日	2018 年 11 月 7 日
2018 年 10 月 10 日	2018 年 12 月 5 日
2018 年 11 月 7 日	2019 年 1 月 2 日
2018 年 12 月 5 日	2019 年 2 月 6 日

上記のスケジュールはリストが毎月第一水曜日に更新されるということに基づいて設定されていますので、その月によりますが、ボールは次回の発行日の 6 週間から 9 週間前に提出されなければなりません。

5. 必要なボール数

新規提出であるか、再提出であるか、また、主要な「電子リスト」のための提出であるか「予備リスト」（上記 3 章参照）のための提出であるかどうかにかかわらず、各モデルにつき、2 ダースのゴルフボールを提出しなければなりません。

提出されるボールは事前に選別されたものであってはならず、市販され使用される、あるいはトーナメントプレーで使用されることを対象としたボールを代表するサンプルでなければなりません。特に「電子リスト」に掲載するためにボールを提出する場合、サンプルは最新の生産ロットからのものであるべきでしょう。利便性のため、製造業者がサンプルボールをスリーブなしで箱に入れて提出してくれると助かります。また、箱の外側にゴルフボールの名前の記述があると有り難いです。標準的なボール箱以外のビニール袋や容器に入ったゴルフボールを送ってこないでください。不適切な梱包は手続きの遅延をもたらすでしょう。

ボールの「モデル」とは、すべての個々のサンプルが、ボールの外部マーキング、色、外観を含み、同一となるようにデザインされ、可能な限り同一となるように製造されているものと定義されます。ボールの「モデル」のこの定義はそのボールの存続期間はずっと続くということにご留意ください。同じボールの「モデル」の毎年の提出時の構造、ディンプルパターン、あるいは材料組成におけるいかなる変更もそのデザインや製造過程の変更とみなされることとなります。そ

うした変更は既存のボールモデルには認められず、新規の提出とマーキングの変更が必要となります。

6. 提出手続き

テストに提出する場合、すべてのボールについて下記の手続きを順守しなければなりません：

- (i) 提出物は **R&A** に送付しなければなりません。
送付先：The R&A
Allan Robertson House (Attn: Shirley Hall),
Kingsbarns Golf Links, Kingsbarns, Fife, KY16 8QD, United Kingdom
- (ii) 英国の税関を安全に速やかに通過することを支援するために、下記の情報を積荷書類に記入してください。
 - (a) 「原産国」を明記する。
 - (b) ボールは「テスト目的のみ (For Testing Purposes Only)」であることを示す。
 - (c) 「小売価格」ではなく、「工場渡し値段」のゴルフボールの価格を申請する。

上記(c)を履行しなかった場合、**R&A** はサンプルを受け取るために生じた**超過税**や**通関手数料**を申請者に請求することがありますのでご注意ください。

- (iii) アメリカ合衆国とメキシコの製造業者は全米ゴルフ協会 (USGA) からテストのためのボール提出手続きについて別途知らせがあるでしょう。しかしながら、アメリカ合衆国やメキシコで生産されたゴルフボールであっても、アメリカ合衆国やメキシコ以外の国でのみ販売されているボールはやはり R&A に提出されるべきです。
- (iv) テストのためにボールを提出するとき、製造業者は提出される各モデルについて、別紙のゴルフボール仕様書 (Golf Ball Specification Sheet) のすべての項目に記入する必要があります。

ゴルフボール仕様書 (Golf Ball Specification Sheet) のコピーを添付しますので、2018 年の提出ではこの最新の仕様書を使用してください。この仕様書がさらに必要になった場合には用紙をコピー (複製) することができます。

構造とディンプルの情報を提供することは必須であることにご留意ください。求められているすべての詳細のすべての項目に記入しなかった場合には、該当するボールのモデルのテストが遅れることがあります。**電子メールアドレスを含み、最新の連絡先を提供してください。**

- (v) 申請に関するすべてのやり取り、情報、質問はメールにて **R&A** (equipmentstandards@randa.org) に寄せられるべきです。

7. リストへの再掲載と削除

例えば、2018 年 1 月の「電子リスト」に掲載されたボールのモデルは、期間内にそれが適合していないと分かった場合を除き、次の 12 ヶ月間 (すなわち、2018 年 12 月のリストまで) は発行されるすべてのリストに自動的に再掲載されます。「予備リスト」に掲載されるために提出されたボールは 12 ヶ月間「予備リスト」に掲載されたまま残ります。この 12 ヶ月間に主要な「電子リスト」に移行された場合、再提出が必要となる前の残りの期間だけ「電子リスト」に掲載されることとなります。

1 年間に、時折、**R&A** は小売店から入手したボールや世界中のアマチュアやプロのイベントを統括するオフィシャルを通じて入手したボールの抜き打ちテストを行います。近年行われたそうした「抜き打ちテスト」の中で、適合性項目 (ひとつあるいは複数) の制限値を超えるまで極めて近いテスト結果となる球の数が増えていることを目にしてきました。抜き打ちテストのために取

集されたサンプルボールは通常の提出物と同じ適合性のテストを受けるということにご留意ください。したがって、抜き打ちテストのサンプルが、「対称性」を除き、どの項目であってもその適合性テストに不適合となる場合、公認球リストから直ちに削除され、各ツアーやゴルフ協会に通知されることとなります。

上記に加えて、抜き打ちテストのサンプルが詳細な分析の結果、同一マーキングを有する適合性テストのために提出されたサンプル球と異なる性能を示す、および/または異なる球と思われるというようなケースが最近ありました。このガイダンスの 5 項ですでに述べられているように、適合性テストに提出されるサンプルボールはトーナメントでの使用や市場で販売するボールの代表的なサンプルでなければなりません。抜き打ちテストのために入手されたサンプルボールが適合性テストに提出されたボール（同一マーキング）と著しく異なる性能を示したり、異なるボールと思われる場合には、提出されたサンプルは代表的なものではなかったという結論となることがあるでしょう。その場合、その製造業者はそのボールのモデルが公認球リストから削除されるリスクを負うこととなります。

8. ゴルフボールマーキング

「電子リスト」と「予備リスト」の両方は、2 つの異なる主要なマーキング（ポール）と 2 つの補助的なマーキング（シーム）を提供しており、こうした 4 つの異なる欄は異なるボールのモデルを識別するための適切な手段を与えているというのが私たちの見解です。マーキングについての現行の方針は下記の通りであり、すべての提出物に関して順守されなければなりません。

- (a) ボールのあるモデルの完全な識別はポールとシームのマーキングの特定の内容によってなされなければなりません。しかしながら、すべての欄を使用する必要はありません。
- (b) こうした欄の内容は標準的なコンピューターキーボードとソフトウェアで利用できる文字や記号のみ、あるいは容易に識別でき、言葉で表現できるロゴをだけ含んだものでなければなりません。記号は有効なサイズで容易に認識できるものでなければなりません。
- (c) 各モデルは、あるボールのモデルのサンプルを別のモデルのサンプルと比較する必要なしに、リストの表記を用いてははっきりと識別できなければなりません。マーキングに使用されている様々な色を視覚的に区別することは往々にして困難であるので（例えば、黒と濃い青や緑の比較）、マーキングの色もまたゴルフボール仕様書において特定されなければなりません。
- (d) フォントスタイル、サイズ、あるいはごくわずかなマーキングの色の違いによってだけ識別されるモデルは受け付けられません
- (e) 識別番号（時としてプレーヤー番号と呼ばれます）は異なるモデルを区別する方法としては使用できません。識別番号は単にプレーヤーが自分の球を識別する支援のためとみなされます。この識別番号は記号やその他の文字でもかまいません。しかしながら、潜在的な混乱を避けるために、ゴルフボールの主要な、あるいは 2 次的な識別マーキングとしてみなされる可能性のある番号、記号、文字は認められません。このことを踏まえ、希望する識別番号が受け入れられるかどうかについて疑問や不明確な点がある場合には、正式に申請が行われる、あるいは生産が始まる前に提案されている識別番号が認められるとみなされるかどうか検証できるように、申請者は R&A にできるだけ速やかに連絡することを強く推奨します。
- (f) アラインメントのための矢印や線は識別マーキングとみなされます。しかしながら、ポールあるいはシームのマーキングがアラインメントのための矢印、線、あるいは同等のマーキングをブランドやモデル名に隣接させたり、ブランドやモデル名と一体となるように組み合わせしていない場合、その矢印、線、あるいは同等のマーキングはどのような色でも印字することができます。そのボールのすべてのその他のマーキングが同一である限り、そうしたボールはひとつのモデルとみなされます。その矢印、線、あるいは同等のマーキングがブランドやモデル名以外の文言やフレーズを伴っている場合、そうした文言やフレーズの色は記述さ

れ、公認球リストでは異なる色のものは異なるモデルとみなされます。誤解のないように、矢印、線、あるいは同等のマーキングがブランドやモデル名を伴っている場合、このマーキングの約束事の厳正な適用がモデル名と矢印、線、あるいは同等のマーキングの両方になされます。

カスタムロゴおよび/または個人用のマーキング（例えば、プレーヤーの名前やイニシャル）は、ボールのどこに入れられても、そうしたロゴがそのゴルフボールのポールあるいはシームのマーキングに入り込んでおらず、識別マークと間違われないものである限り認められます。ゴルフに関連するフレーズや用語を含むカスタムマーキングは入れないことを勧めます。プレーヤーの名前やイニシャルに付随する比率の小さいアラインメント用の線や矢印は認められます。

上記のマーキングについての方針に準拠しないボールはテストおよびリスト掲載のためには受け付けられません。疑問がある場合には、製造業者は提案されているマーキングをテストに提出するモデルに使用する前に検証のために提出することを勧めます。

製造業者が一度特定のマーキングやマーキングのセットをあるボールのモデルに適用したならば、そのマーキングは下記の場合を除き異なるボールモデルに適用してはなりません。

- (i) そのボールが以前に適合と裁定されていた場合、そのボールは製造終了となっており、公認球リストにも掲載されておらず、少なくとも過去3年間はいかなるマーケティング資料にも含まれていない。
- (ii) ボールが提出されたことがない、あるいは以前に不適合と裁定されていた場合、そのボールは製造終了となっており、少なくとも過去5年間はいかなるマーケティング資料にも含まれていない。

9. 色のついたゴルフボールとその仕上げ

色のついたカバーのゴルフボールについて、ひとつの色の範囲につきひとつの色相だけが認められます。したがって、例えば「黄色」と「レモン色」の色をつけたカバー（あるいは、「ライトブルー」と「ダークブルー」）の2つの同一モデルは認められません。また、虹色（玉虫色）のペイントは、識別マークの色を歪め、混乱を生じさせることがあるので、その使用は勧められません。

同一モデル内で複数の色のついたゴルフボールは公認球リスト上では別々に掲載されることになり、製造業者は提出される色ごとにテスト費用を支払わなければなりません。

近年、私たちは異なる仕上げで提出されるボールモデルの数が増えてきたことに気付きました。同一構造で、例えば艶消し仕上げと光沢仕上げを有する2つ以上のボールは異なるボールモデルとみなされることにご留意ください。その結果、そうした2つのボールモデルを区別するために識別マークが必要となります。

10. テスト費用

ゴルフボール提出の料金体系は下記の通りです。

適合性テスト	各 800 ポンド
対称性テスト	各 800 ポンド
テストサービス - ITR (ALC を含む)	各 600 ポンド
テストサービス - サイズ、重さ、初速	各 340 ポンド
テストサービス - 初速と ALC	各 475 ポンド
テストサービス - ALC	各 225 ポンド

英国の提出者は提出の合計に20%のVATを加えなければなりません。

EU 内に本拠地を置く提出者は VAT 登録番号を提供しなければなりません。EU 内の提出者が VAT 登録番号を有していない場合、英国の VAT 率（20%）を審査料に加えなければなりません。

製造業者は、もしテストに不適合となった場合であっても、テストのために提出される各ボールのモデルにつき 800 ポンドの費用を請求されます。テスト過程の遅延を避けるために、テスト費用は提出物が R&A に届く前に満額支払われるべきです。残念ながら、決済がなされるまで、提出物のテストには着手しません。

その構造やテスト履行の結果として、あるボールを完全に評価することができない場合、そのボールは公認球リストに掲載されず、製造業者はその提出のテスト費用を支払うことになります。しかしながら、その後の提出で同じ識別マーキングを保持した球を提出することができ、その場合にはテスト費用は無料となります。

常連の提出者については月々の請求が利用できます。この便宜の要請は R&A(equipmentstandards@randa.org)までご連絡ください。

11. 対称性テストでの不適合

提出されたゴルフボールがひとつ以上の対称性の基準（すなわち、時間および/またはキャリー）に不適合となる場合、私たちの方針は下記の通りです。

- (i) 製造業者は、対称性について適合となる、あるいは統計的に有意となる改善がなされたことを示す追加サンプルを提出するために最大 6 か月間が与えられるという文書での通達を受け取ります。実際のところ、このことはその製造業者は 6 か月の締め切り前のリスト の発行日まで（例えば、2018 年 1 月にリストに掲載されるために提出され、対称性に不適合となったボールの再提出の締め切りは 2018 年 6 月 1 日）連続してボールを再提出することができることを意味しています。このことはボールをテストする時間を確保するためです。

注 1： ボールが両方の基準（つまり、時間とキャリーの両方）に不適合となる場合、引き続きリストに掲載され続けるために追加サンプルは少なくともどちらかの基準において有意な改善を示さなければなりません。もう一方の基準は、前回レベルを維持するか、改善していなければなりません。

注 2： ボールがひとつの基準に不適合となるが、もう一方の基準には適合している場合、追加サンプルは、不適合となった基準において有意な改善を示さなければならず、もう一方の基準には引き続き適合しなければなりません。追加サンプルが（当初適合していた）もう一方の基準に不適合となる場合、当初不適合となった基準において改善を示したり、適合となるかどうかにかかわらず、そのボールは有意に改善を示したとはみなされないこととなります。

- (ii) 製造業者がその 6 か月の期間内に対称性について有意な改善を達成できない場合、そのボールは公認球リストから削除されることとなります。
- (iii) 追加サンプルがその 6 か月の期間内に対称性の要件に適合とはならないものの、有意な改善を示した場合、その製造業者はそのボールのモデルの 1 年毎の提出期限まで、すべての基準に適合となるサンプルを提出する延長時間を与えられることとなります（すなわち、上記事例を用いると、2019 年 1 月掲載について 11 月の締め切りまで）。
- (iv) 製造業者が 1 年毎の提出期限までに適合ゴルフボールを提出しない場合、その製造業者はその後の公認球リストへの掲載のための再提出物についてそのマーキングを変更しなければなりません（すなわち、そのオリジナルの提出物と区別されなければならず、新しいモデルのボールとみなされます。）。

- (v) すべての対称性の再テストにはテスト費用が課せられることにご留意ください（この費用については 10 章参照）。

12. テスト結果

サイズ、重さ、初速、標準総合距離のテスト結果の概要は提出された各モデルについて月単位で提供されます。しかしながら、テストは通常そのモデルが特定のテストに合格することが明らかになった時点で終了するので、こうした結果は注意して取り扱うべきでしょう。ボールのモデルが要求される基準にひとつでも不適合となる場合、製造業者はテスト終了後に速やかに告知されます。上記 7 項で暗示されているように、あるボールのモデルが最新の公認球リストに掲載され続けるためには、1 年に 1 度は提出されなければなりません。製造業者はあるボールのモデルがリストから削除される時期が近づいたときに、その告知を受けるでしょう。

公認球リストに掲載されているあるボールのモデルの広告において、製造業者は R&A がその球をゴルフ規則に適合すると裁定したと述べることをご承知おきください。しかしながら、その他の R&A への言及、R&A ロゴの使用や「R&A テスト済み」や「R&A 承認」といったような供述は禁止されています。

上記についてご質問がある場合には、次のメールアドレス (Equipmentstandards@randa.org)、あるいはこの文書の冒頭に記された電話番号にどうぞご連絡ください。



クライブ・ロバーツ (Clive Roberts)
アシスタント・ディレクター
エキップメント・スタンダード
(Assistant Director - Equipment Standards)

(文書番号 ES2018GBC)